

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	大型救急車	CPS-V232006	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 5年 8月 10日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	補給本部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、大型救急車について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、C&LPS-V00008の1.2及びC&LPS-Y00007の1.2による。

### 1.3 種類

種類は、表1によるもとし、調達する種類は、調達要領指定書により指定する。

表1－種類

種類	物品番号
大型救急車（4×2）	—
大型救急車（4×4）	—

### 1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1の種類による。

### 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、b)を除き、仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 仕様書

C&LPS-V00008 車両等共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

品 名	大型救急車
-----	-------

b) 法令等

- 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
- 消防法（昭和23年法律第186号）
- 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示第11号）
- 電波法（昭和25年法律第131号）
- 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、C&LPS-V00008の2.1によるほか、自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下，“訓令”という。）に適合しなければならない。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定する燃費基準値は、適用しない。

2.2 構成

構成は、次による。

- a) シャシ
- b) 操縦室等
- c) その他

2.3 材料・部品・加工方法

材料、部品及び加工方法は、C&LPS-V00008の2.2による。

2.4 構造・形状・寸法・質量

構造、形状、寸法及び質量は、次によるほか、規定のない事項については、製造会社仕様とし、細部は承認図面による。

2.4.1 構造・形状

構造及び形状は、市販のマイクロバスを基準とし、次による。

- a) シャシ シャシは、次による。
  - 1) 機関は、次による。
    - 1.1) 形式 4サイクル水冷ディーゼル機関
    - 1.2) 総排気量 公称3.0 L以上
  - 2) 暖房装置（前後）及び冷房装置（前後）を設ける。
  - 3) デフロスターを設ける。
  - 4) フォグランプを取り付ける。
  - 5) 変速機は、自動とする。
  - 6) 後輪は、ダブルタイヤとする。
  - 7) 駆動方式は、次による。

品 名	大型救急車
-----	-------

7.1) 大型救急車（4×2）は、後輪駆動とする。

7.2) 大型救急車（4×4）は、総輪駆動とする。

b) 操縦室等 操縦室等は、次による。

1) 操縦手及び乗員の座席は、次による。

なお、2.4.1 b) 5) の担架を装着もしくは担架の搬出入を容易にするために必要な場合は、右後席の座席1名分は、折り畳み席を可とする。

1.1) 大型救急車（4×2）は、24名以上とする。

1.2) 大型救急車（4×4）は、21名以上とする。

2) 車内室内灯（LED）を設ける。

3) 乗降扉は、折り戸とする。

4) 座席は、ビニールレザー製とする。

なお、客席シートは、リクライニング式ハイバックシート・シートベルト付とし、2.4.1 b) 5) の担架を取り付けるために、着脱可能でなければならない。

5) 座席を取り外した状態の車体に、一列当たり2段（上段及び下段）の担架が容易に着脱できる構造とし、次による。

5.1) 大型救急車（4×2）は、患者輸送用の担架（ノースアメリカンレスキュー社のタロンII90C又は同等品）を使用状態で、車体右側に4EA以上、車体左側に4EA以上装着できなければならない。

5.2) 大型救急車（4×4）は、患者輸送用の担架（ノースアメリカンレスキュー社のタロンII90C又は同等品）を使用状態で、車体右側に4EA以上、車体左側に2EA以上装着できなければならない。

6) 患者救命処置のために使用する医療機器に使用可能なインバーター（DC電圧（24V）からAC電圧（100V）に変換）を使用し、医療機器接続用のAC100Vのコンセント（3口）を担架付近に左右各4EAずつ備える。

なお、細部は承認図面による。

7) カーテンを操縦席と乗員席の間及び乗降扉に取り付ける。

8) 両側面窓及び後面窓は、車外から容易に車内が見えないよう、濃色グレーガラスもしくはスモークフィルム貼りとする。ただし、訓令の保安基準不適合となる窓は除く。

9) AM/FMラジオ及び時計を取り付ける。

10) カーナビゲーションシステム（製造会社仕様）1式を取り付ける。ただし、テレビの視聴ができない措置を講じなければならない。（AM/FMラジオ及び時計1式がカーナビゲーションシステムと一体型の場合は、2.4.1 b) 9) を除いてもよい。）

11) ETC対応車載器（製造会社仕様）を取り付ける。

なお、セットアップを行う。

12) ドライブレコーダー（製造会社仕様）を取り付ける。

品 名	大型救急車
-----	-------

- 13) バックモニター（製造会社仕様）を取り付ける。
- 14) 粉末消火器ABC・1.8 kg・自動車用の取付金具1EAを車内の適当な位置に取り付ける。
- 15) 後面扉は、使用状態にある患者輸送用の担架を搬出入できるよう、観音扉でなければならない。

なお、搬出入を容易にするために乗降用ステップを設ける。

- 16) 車載型無線機 [アイコム社のIC-DU6510S (B) 又は同等品] の取付金具1EAを操縦手席と助手席の間に設ける。
- 17) ガーゼ、包帯等の収納箱を操縦手席と助手席の間に設ける。

c) **その他** その他は、次による。

- 1) 寒冷地仕様（製造会社仕様）の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。
- 2) 大型散光式警光灯を屋根上部前後にそれぞれ取り付ける。
- 3) サイレン（電子サイレンアンプ及びスピーカー）を備える。
- 4) 赤色点滅灯を車体前部に備える。

2.4.2 寸法

寸法は、次による。

a) 大型救急車（4×2）は、次による。

- 1) 全長 最大7 730 mm
- 2) 全幅 最大2 100 mm
- 3) 全高 最大2 800 mm

b) 大型救急車（4×4）は、次による。

- 1) 全長 最大7 200 mm
- 2) 全幅 最大2 100 mm
- 3) 全高 最大2 800 mm

2.5 外観 外観は、次による。

- a) きず、割れ、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。
- c) 塗装は、C&LPS-V00008の2.3によるほか、次による。
  - 1) 外部塗装は、製造会社仕様塗料を使用し、白色により塗装し、車体両側面中央部に赤帯を施すほか、細部は、承認図面による。
  - 2) 赤十字標章を図1及び表2により表示するものとし、赤十字部を赤色、その他の部分を白色とし、細部は、承認図面による。

なお、赤十字標章は、同等色のステッカーを使用してもよい。ただし、容易に変色及び剥離してはならない。

品 名	大型救急車
-----	-------

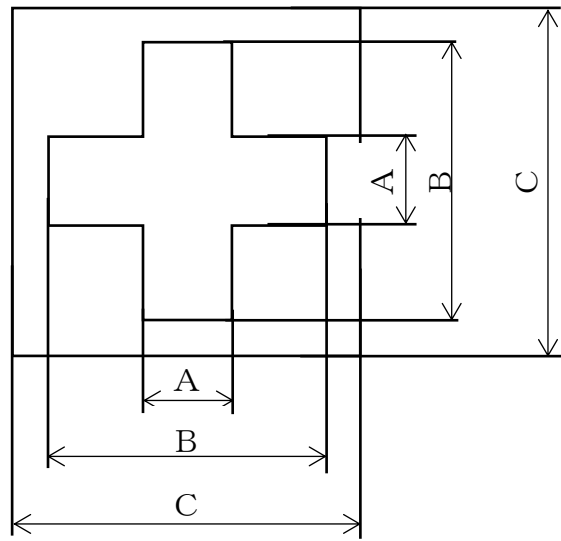


図 1 - 赤十字標章

単位 mm

標準部位	各部の寸法			備考
	A	B	C	
左右側面	180	540	650	左側面ドアの中央及び右側面正反対
屋根の上	250	750	1000	中央部
前後面左右	70	210	270	—

表 2 - 赤十字標章の寸法

- 3) 車体両側面上部及び後面に“航空自衛隊”を青地（反射）丸ゴシック体で表示し、サイズは160±50 mm 四方とする。
- 4) 車体両側面後部に“AMBULANCE”を赤地（反射）丸ゴシック体で表示し、サイズは100±20 mm 四方とする。
- 5) 車体下部は、製造会社仕様の黒色で塗装する。  
なお、製造会社仕様の防錆塗装の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。

## 2.6 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-V00008の2.4によるほか、細部は承認図面による。

なお、自動車番号標は、C&LPS-V00008の2.4.4の表2の“車両法適用除外指定の車両”とする。

品 名	大型救急車
-----	-------

### 3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

### 4 出荷条件

出荷条件は、商慣習による。

### 5 その他の指示

#### 5.1 提出書類等

提出書類等は、次による。

- a) 類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。
- b) 取扱説明書等は、C&LPS-V00008の5.1.2によるほか、C&LPS-V00008の付表1 取扱説明書等の内訳に、座席着脱要領書及び担架着脱要領書を追加する。
- c) 車両法適用除外指定等申出関連書類は、C&LPS-V00008の5.1.3による。
- d) 完成写真等は、C&LPS-V00008の5.1.5による。
- e) 車両等主要諸元資料は、C&LPS-V00008の5.1.6による。

#### 5.2 自動車検査証・車歴簿

自動車検査証及び車歴簿は、C&LPS-V00008の5.3及び5.5による。

#### 5.3 附属品・予備品

附属品及び予備品は、C&LPS-V00008の5.6によるほか、次による。

##### a) 附属品 附属品は、次による。

- 1) 非常信号灯（道路運送車両の保安基準適合品、乾電池式、懐中電灯兼用式）1EA
- 2) 粉末消火器 ABC・1.8kg・自動車用（消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条及び第7条の規格の適合品、リサイクルシール付）1EA
- 3) 車止め（2EAで1組、紐付）1組
- 4) スタッドレスタイヤ（1両分）の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。
- 5) タイヤチェーン（1両分）の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。
- 6) トルクレンチ（座席装着時用）1EA
- 7) 座席保管用シート1式
- 8) 車載型無線機 [アイコム社 IC-DU6510S (B) 又は同等品] 1式とし、次による。
  - 8.1) 附属品として、車載用アンテナ1EA、ハンドマイク1EAを備える。
  - 8.2) 電波法型式検定に合格したもの又は無線設備規則の基準に適合し、令和4年11月30日以降も有効となる電波法又は無線設備規則に基づく技術基準適合証明又は工事設計認証に合格したものとする。

品 名	大型救急車
-----	-------

- 8.3) 周波数範囲は、450～470MHzの範囲を満足していなければならない。
- 8.4) 10W／5Wの送信出力を設定することが可能でなければならない。
- 8.5) 無線機の設定に関し、実装周波数、送信出力、暗号等の内容を別途指示するため、事前に補給本部需品部需品第1課長と調整しなければならない。
- 8.6) 受入検査及び移動局検査用として、個別に無線機の試験成績書を取得し、準備を行う。  
 なお、試験成績書の測定項目については、事前に補給本部需品部需品第1課長と調整しなければならない。
- 8.7) IC-DU65S及びIC-DU6510Sとの秘話を含む通信ができなければならない。
- 8.8) 日本語の取扱説明書を備える。
- 8.9) 試験成績書を1式に対し1部添付する。

b) 予備品

予備品は、予備タイヤ（ディスクホイール付）1本とする。

5.4 承認用図面・色見本

承認用図面及び色見本は、次による。

- a) 承認用図面 契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、次の承認用図面を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。

- 1) 外形図
- 2) 座席配置図
- 3) 担架配置図
- 4) 赤十字標章図
- 5) 塗装配置図
- 6) 航空自衛隊標識図
- 7) 銘板図
- 8) その他必要な図面

- b) 色見本 契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、車体外部の塗料の色について、色見本を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。

なお、色見本の細部については、C&LPS-V00008の2.3.4による。

5.5 装備品等不具合報告（UR）対策

装備品等不具合報告（UR）対策は、C&LPS-Y00007の4.4による。

5.6 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、C&LPS-Y00007の4.7による。